

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

岡山市長 大森 雅夫

令和8年度前期の「特定事業所集中減算に係る届出書」の作成及び提出について

平素から、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、居宅介護支援事業所においては、毎年度2回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の算定手続きを行う必要があります。

つきましては、令和8年度前期（令和8年3月1日～令和8年8月31日）分の算定結果を「特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）又は（様式1－1）」を作成し、算定の結果80%を超えた場合については、令和8年9月15日（火）までに提出してください。

割合が80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合は減算の対象となりませんが、「正当な理由」の有無は、事業所から提出された書類を本市において個別に判断することとしており、本市が理由を不適当と判断した場合は、減算が適用されますのでご注意ください。

また、80%を超えたことについて、「正当な理由（例：平均計画件数が少ない等）」があったとしても、提出期限までに提出がない場合は、減算が適用されますのでご注意ください。

なお、各種様式及び詳細な内容は、岡山市事業者指導課ホームページ（https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_8.html）に掲載しています。

記

1 特定事業所集中減算届け出に関する留意事項

- (1) 全ての居宅介護支援事業所は、別添1を確認のうえ、「特定事業所集中減算に係る届出書（様式1又は様式1－1）」を必ず作成すること。
- (2) 算定の結果、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数の割合が80%を超えた場合については「様式1」又は「様式1－1」を必ず提出すること。（提出は電子メールにて受け付けます）
- (3) 80%を超えており、正当な理由がある場合は、「様式2」も添付してください。
※なお、正当な理由が「特別地域居宅介護支援加算を算定している」、「平均居宅サービス計画数20件以下」又は「それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下」のみの場合は「様式2」は不要です。
- (4) 対象サービスは訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の4サービスです。

- (5) 今回、提出する「特定事業所集中減算に係る届出書」の内容で、令和8年10月1日から「減算あり」「減算なし」の異動他、報酬の体制が変更になる場合は、必ず令和8年9月15日(火)までに、必要書類を揃えて電子申請・届出システムにて体制届を提出してください。

※なお事業者指導課において、「特定事業所集中減算に係る届出書」を審査した結果、「減算あり」と判断した場合等は、体制届の再提出について連絡します。

【担当】 岡山市保健福祉局 高齢福祉部
事業者指導課 訪問居宅事業者係

TEL 086-212-1012

MAIL ji2_shidou@city.okayama.jp